

平成28年第1回辰野町議会臨時会会議録

1. 招集告示年月日 平成28年1月19日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成28年1月22日 午後2時00分
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名

1番	岩田清	2番	根橋俊夫
3番	向山光	4番	中谷道文
5番	山寺はる美	6番	堀内武男
7番	篠平良平	8番	小澤睦美
9番	瀬戸純	10番	宇治徳庚
11番	熊谷久司	12番	垣内彰
13番	成瀬恵津子	14番	宮下敏夫

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
平成27年度辰野町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
辰野町税条例及び辰野町税条例の一部を改正する条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第3号 辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与
に関する条例の一部を改正する条例について
議案第4号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第6 議案第5号 辰野町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第6号 平成27年度辰野町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第8 議案第7号 平成27年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）
議案第8号 平成27年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第3号）

議案第9号 平成27年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算
(第2号)

議案第10号 平成27年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算
(第2号)

日程第9 議案第11号 平成27年度町立辰野病院事業会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第12号 平成27年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第11 報告事項 地方自治法第180条の規定による報告事項

報告第1号 専決処分の報告について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島 範久	副町長	武居 保男
教育長	宮沢 和徳	代表監査委員	三澤 基孝
総務課長	一ノ瀬 元広	まちづくり政策課長	山田 勝己
産業振興課長	飯澤 誠	こども課長	石川 あけみ
会計管理者	宮原 修二	住民税務課長	赤羽 博
保健福祉課長	守屋 英彦	建設水道課長	小野 耕一
生涯学習課長	桑澤 英明	税務担当課長	伊藤 公一
辰野病院事務長	今福 孝枝		

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 武井 庄治

議会事務局庶務係長 菅沼 由紀

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第13番 成瀬 恵津子

議席 第1番 岩田 清

10. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。(一同起立)礼。(一同礼)

○議長

あけましておめでとうございます。いつになく暖かな陽気が続き、過ごし易い年末年始でしたが今週に入って一転、冬らしい天候になりました。今年も穏やかな一年であってほしいと願っております。それでは、定足数に達しておりますので、これより平成28

年第1回（1月）辰野町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第1回臨時会招集にあたり町長より挨拶を受けます。

○町 長

新年あけましておめでとうございます。輝かしい新春を希望に満ちた新春をお迎えのこととお慶びを申し上げるところであります。昨年も県内外に大きな災害などが発生した1年でありましたけれども、おかげさまで当町では比較的穏やかな1年でありました。本年も災害のない、明るい年であることを願っております。議員各位はじめ、町民の皆さまにとりましてよい年となりますようご祈念申し上げますところあります。先週の小横川の地籍における山林火災では、長野、山梨両県の防災ヘリにより上空より散水、上伊那広域消防、また地元の消防団の地上からの放水等、住民の皆さん方の献身的な消火活動によりまして無事鎮火することができました。消火活動にご尽力いただきました皆さまに感謝を申し上げます。今後も広報活動等を通じ、予防消防に努めてまいりたい、こんなふうにしておるところであります。今、人口減少、少子高齢化が避けられない状況の中でありまして、13日に平成27年の10月1日現在の国勢調査における人口の速報値が発表されました。辰野町は前回、5年前に比較して5.4%、1,124人の減の1万9,785人と、予測はしておりましたけれども2万人を切るということで、そんな結果が公表されたわけあります。人口減少を迎えた今、子育て支援など住民の皆さん方に満足していただける、そういった事業展開が重要となってくるわけあります。そのためにも昨年策定いたしました「辰野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づきまして、積極的に施策を進めていかなければならないとこんなふう考えております。また、平成28年度の予算編成が大詰めを迎えております。大変厳しい財政状況でありますけれども、来年度スタートの第五次総合計画後期基本計画と総合戦略を軸に限りある財源をどう生かすか、そういった視点において予算編成に取り組んでおるところであります。さて、今臨時会に提案する議案は税条例の一部改正、人事院勧告に伴う一般職、特別職の給与条例の一部改正、簡易水道給水条例の一部改正など条例改正4件。平成27年度一般会計補正予算、及び特別会計補正予算8件の合わせて12議案。報告事項として専決処分の報告1件であります。提案時それぞれご説明申し上げますので原案承認、可決くださいますようお願い申し上げます。第1回臨時会招集にあたってのご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議席13番、成瀬恵津子議員、議席1番、岩田清議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の付議事件は、あらかじめ告知のとおりでありますので、会期を本日一日としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。日程第3、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。平成27年度辰野町一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは平成27年度辰野町一般会計補正予算(第7号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は平成27年12月21日に老朽化が原因で故障し、温水が供給できなくなった保健福祉センターのボイラー緊急入替工事にかかる専決補正予算であります。この補正総額は502万2,000円の追加であり、予算総額は86億1,915万円となりました。その概要を申し上げますと、歳入につきましては地方消費税交付金の増額であります。歳出につきましては、民生費の保健福祉センター工事請負費の増額であります。同センターで実施している入浴サービスに影響を及ぼすため、緊急対応として追加するものであります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じ関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○岩田(1番)

ボイラーが老朽化して入れ替えということでございますけれども、以前、問題になりましたエコキュートとのバランスの中で、エコキュート入れるとボイラーの寿命なども上がるというような説明もあったと思いますけれども、そのへんのところの関連と、そのボイラーの耐用年数などについてご説明いただきたいと思っております。

○保健福祉課長

それでは岩田議員のご質問にお答えいたします。エコキュートの関係でございますけれど、エコキュートとボイラーは配管は繋がっているところでございますけれど、今回はボイラーの、追加で、お風呂とか温度を上げるために追い炊きをしているんですけど、それができなくなったということでございますので、エコキュートとの直接の関係はございません。それとあと耐用年数でございますけれど、一応ボイラーの耐用年数は10年から15年ということになっております。ボイラー自体は平成10年に入れましたので平成28年ですので17年か18年ということで、耐用年数は過ぎて壊れてしまったということでございます。以上でございます。

○議 長

ほかにありませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。平成27年度辰野町一般会計補正予算（第7号）についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。日程第4議案第2号、専決処分の承認を求めることについて。辰野町税条例及び辰野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○税務担当課長

議案第2号、専決処分の承認を求めることについて提案理由を説明申し上げます。地方税分野における個人番号利用手続きの一部見直しを受け、納税義務者等の負担を軽減することを目的とし、政令等で定める様式等が個人番号を記載しない取り扱いとするよう改正されたため、辰野町税条例及び辰野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正したので、辰野町税条例及び辰野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、平成27年辰野町条例第25号の一部を改正いたしました。内容につきましては第1条のうち、辰野町税条例による第51条第2項の改正規定中ですけれど

も、町民税の減免において添付書類に個人番号を記載することとされていたものを、個人番号の記載を不要とするものでございます。続きまして139条の3第2項第1号の改正規定でございます。内容につきましては、特別土地保有税の減免申請において添付書類に個人番号を記載することとされていたものにつきまして、個人番号の記載を不要とするものでございます。いずれも個人番号法による個人番号利用開始等の施工日、平成28年1月1日の施行前に改正内容を改めるものであります。ご審議の上、専決承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第2号、専決処分の承認を求めることについて。辰野町税条例及び辰野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。日程第5議案第3号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について。議案第4号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第3号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について。議案第4号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。まず議案第3号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例については議案第4号でお願いいたします、一般職の給与条例の改定に合わせ、辰野町議会議員及び特別職の期末手当の支給月数を改正

したいとするものであります。この条例は施行日が異なるため1条3条、と2条4条に分けています。まず第1条及び第3条は議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項中及び特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例第3条第2項中、12月に支給する期末手当の基礎額に乘じる率100分の157.5を100分の162.5に改めるものであります。こちらは平成27年度の対応分となります。続いて、第2条及び第4条は同じく2つの条例第5条第2項中及び第3条第2項中、6月に支給する率100分の147.5を100分の150に、12月に支給する率100分の162.5を100分の160に改めるものであります。こちらは平成28年度以降の対応となります。この改正であります、期末手当の支給率を0.05箇月引き上げ、27年度においては12月に上乗せ支給することとし、28年度以降においては引き上げ分0.05箇月の2分の1をそれぞれ6月、12月に分けて支給するという改正であります。したがって平成27年度の支給割合は6月にすでに支給されました100分の147.5と合わせますと年間で3.1箇月になり、28年度も同じ3.1箇月となります。この条例は公布の日から施行しますが、第2条第4条の規定につきましては平成28年4月1日からとなります。また、第1条の規定による改正後の条例の規定は平成27年4月1日からの適用となります。次に議案第4号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。昨年8月の人事院勧告を受けまして、国が今国会に一般職及び特別職の給与に関する法律の改正案を提出し、可決、成立したことによりまして辰野町でも人事院勧告に沿って実施をしたいとするものであります。議案の説明の前に改正の概要を申し上げます。2点ございます。1点は勤勉手当を0.1箇月引き上げるものでございます。2点目は給料表の改定でございます。初任給を2,500円引き上げるとともに、平均4%の給料の改定を行うものでございます。それでは議案について説明させていただきます。新旧対照表も合わせてご覧いただければと思います。こちらの条例も施行日が異なるため1条2条に分かれています。第1条は平成27年度の改正内容となります。給与条例の第29条第1項第1号において「、6月に支給する場合においては」を追加するとともに「、12月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員にあつては100分の105）」を加えます。ここで言います特定管理職員とは課長、課長補佐を指します。2号中においても同じく「、6月に支給する場合においては」を追加し、「、12月に支給する場合においては100分の40（特定管理職員にあつては100分の50）」を加えるものであります。ここの特定管理職員は当町には該当者はありませんけれども、再任用職員で課長相当職を指します。

この改正は勤勉手当 0.1 箇月の引き上げ分を12月に支給するというものであります。また、平成22年の条例改正によりまして55歳を超える 6 級職員は給料抑制策として 1.5 % の減額措置がとられております。その職員の勤勉手当を算出する場合、附則第10項により別途計算することになるため、今回の改正に合わせて所要の改正を行うものであります。また、2 ページから20ページは別表として条例第 5 条関係の改正となった行政職、医療職の給料表であります。続いて第 2 条関係ですが、こちらは平成28年度以降の改正となります。第29条第 1 号 2 号ですが、先ほど説明させていただきました 0.1 箇月分の勤勉手当引き上げ分をそれぞれ 6 月、12月に 2 分の 1 ずつ振り分けることにより 6 月12月ともに支給月数が同じになることから改正するものであります。したがって 6 月12月の区分は設けず 1 号では 100 分の80、特定管理職員にあつては 100 分の 100 に改め、2 号では 100 分の37.5、特定管理職員にあつては 100 分の47.5に改めます。附則第10項についても同様に所要の改正をするものであります。この条例は公布の日から施行しますが、先ほど申し上げましたが第 2 条は平成28年 4 月 1 日からです。また第 1 条の規定による改正後の条例の規定は平成27年 4 月 1 日からの適用となります。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○熊谷（11番）

はい。

○議 長

第何号についてですか。

○熊谷（11番）

はい。第 4 号の勤勉手当であります。勤勉手当という趣旨を改めてお聞きしたいということでもあります。一般企業、民間ではあまり馴染まない、例がないわけではどういった趣旨があり、またどうした対象で勤勉手当を得ることができるかをお聞きしたいと思います。

○総務課長

まず、公務員の場合は民間で言いますボーナスというものにつきましては期末手当と勤勉手当というふうに分かれております。まず、期末手当でございますが期末手当というのは民間のボーナスに例えますと、定率支給分として相当する手当として捉えていた

だければと思います。今回の条例改正であります勤勉手当でございますけれども、こちらについては民間で言えばですね、考課査定分と言うんでしょうか、私どもにとっては勤務成績に応じて支給するものでございます。6月の1日と12月1日の基準日にですね在職している職員に支給するものでございます。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。次に採決は、各議案ごとに行います。はじめに、議案第3号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。議案第3号は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。次に、議案第4号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。議案第4号は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。日程第6議案第5号、辰野町簡易水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第5号、辰野町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について提案理由を説明申し上げます。小横川地区の穴倉沢及び下村飲料水供給施設、相の沢簡易給水施設の統合に向け、辰野町簡易水道給水条例の一部を改正するものです。内容につきましては第2条給水区域と方法の放任給水区域に「、穴倉沢」を加え第4条料金の額、別表を整理、改正するものであります。この改正により簡易水道事業債の対象となり施設整備が効率

的に行えます。なお、第4条の別表の改正については現在各簡易水道等で運用している料金等を調査し、現状に合わせ本年4月1日より施行するものです。今回追加する穴倉沢飲供につきましては年額で徴収しておりまして、月に換算すると割り切れないということもあり、今回この形式といたしました。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○垣内（12番）

別表の4で基本料金が0立方メートル～10立方メートルということで、なっていますがけれども、基本料金500円から2,500円という幅は契約内容によって細分化されているというふうに判断してよろしいのでしょうか。

○建設水道課長

現在、簡水、飲供、含めましてこの条例によっている施設が12あります。それぞれの料金体系を一括の表にするとですね、このような表現になるということで、実際には重量制と単位制、定額制と分かれているのが現状でございます。

○垣内（12番）

そうしますと、現状の基本料金の簡水ごとの分類っていうのは基本変わっていないということですか。

○建設水道課長

既存のある簡水、飲供、簡給につきましては変わっておりませんが、今回、穴倉沢を条例に乗せるためにこのような表の形式にいたしました。以上です。

○垣内（12番）

そうすると個別簡水についての基本契約というか、料金についてはどこかで謳っておく必要はないんですか。この条例で消えてしまうっていうことはありませんか。

○建設水道課長

条例でいきますと、この水量と料金になりますので、実際のところは運用の中で表を作って管理しておりますので影響ないと考えております。

○議長

ほかにありませんか。

（なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 5 号、辰野町簡易水道給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。日程第 7 議案第 6 号、平成27年度辰野町一般会計補正予算(第 8 号)を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは平成27年度辰野町一般会計補正予算(第 8 号)を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は人事院勧告と人事異動による人件費の修正、ふるさと寄付金の件数増に伴う報償費、手数料などの増額、辰野西小学校消火栓ポンプ入替工事、介護保険特別会計繰出金の減額などの補正予算であります。この補正総額は 3,305 万円の追加であり、予算総額は86億 5,220 万円となりました。その概要を申し上げますと、歳入につきましては寄付金の増額であります。歳入の増加分につきましては財政調整基金繰入金の減額を行い調整いたしました。歳出につきましては議会費では人事院勧告と議員改選による議員期末手当の補正が主なものであります。総務費ではふるさと寄付金謝礼、クレジットシステム利用料、個人番号カード交付に関わる郵送料の増額が主なものです。民生費では介護保険特別会計の人件費減額に伴う繰出金の減額が主なものです。衛生費、農林水産業費、商工費では人事院勧告と人事異動による人件費の修正であります。土木費では県道与地辰野線取り付け道路における分筆移転登記委託料が主なものです。教育費では老朽化により故障した辰野西小学校の消火栓ポンプ入替工事、既存外壁の劣化が確認されたメゾン・ラフォーレ外壁改修工事の追加が主なものです。社会資本整備総合交付金事業につきましては平成28年度へ繰越手続きを行い、繰越明許費として事業を実施いたします。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○堀内（6番）

歳入の関係の8ページですが、先ほど話があったように非常に大きな一般寄付金という、ふるさと寄付金が多くなってきていると思います。今、説明がありましたように財政調整基金8,085万円で大体を知ることになっていますが、これは現存の計画に対してこれを使われていると思いますので、ふるさと納税に対してですね、辰野町とすればどういうふうにこれを活用する考えがあるのかということが1点。それと謝礼金の関係につきましては5,300万円が予定されているということですので、約50%くらいを謝礼に充てているという形だと思います。そんな形でその50%という内容をどう捉えるかという考え方、それとどの地区からの寄付が多いのか、あるいは返礼としてどういうものを希望しているか。どういうのが多いのかベスト5くらいを上げていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○まちづくり政策課長

ふるさと辰野寄付金の増額補正であります。1月21日現在で寄付者が2,937人。1億5,801万8,000円のご寄付をいただいております。また、同日までの寄付申し込み件数は3,020人。申し込み金額は1億6,465万8,000円となっております。ふるさと辰野寄付金につきましては12月の補正予算までで5,600万円ですね、を計上しておりましたが、12月になりまして駆け込みの寄付がかなりございまして、増加しまして今後の増加分を見込んで今回の1億1,390万円の増額補正をしたものであります。現時点では予算総額で1億6,980万円と見込んでおります。この利用方法であります。ふるさと辰野寄付金については、教育だとか、福祉だとか、地域振興だとか、そういったものに対して寄付者が何に使いたいかというものを申請していただいておりますので、そういったことに使っていきたいと思っております。また、この返礼品の関係なんです。12ページの0207の企画事務の08の報償費の方に盛らせていただいております。これがふるさと辰野寄付金のふるさと寄付渡提供者への謝礼に関わる費用、品物代と送料であります。これも寄付者の増加に伴いまして5,300万円ほど増額させていただきました。確かに寄付に対しまして大体50%を目安にこちらの方、返礼を出しております。中にはそれよりも少ないものもございまして50%をめどにということで今、予算計上しているところであります。お礼の品の、どういったものが多いのかということなんです。まず一番多いのが入浴剤の詰め合わせです。これについては516件ございました。また、昨年引き続き人気が高いのが、ぎたろう軍鶏の精肉セットですね。こちらが377件。それと今

年から始めましたオリンパスのコンパクトデジタルカメラの方がですね、570 くらいの件数で申し込みがあります。また、オリンパスのPEN Lite E-PL7というちょっとコンパクトよりも大きい一眼レフのものになりますが、こちらが 300 ぐらいありまして人気があるものであります。また日本酒の夜明け前セットが 205、辰野産のリンゴが 138 というような形でもって続いております。あと地域別の構成でありますけど、寄付者の住所一番多いのはやはり東京都であります。ここが29%の方が占めておりましてその他、東京を除く関東地区からは22%の方がございます。そのあとが中部地区ですね名古屋等の中部地区が15.7%、あとが大阪からが10.5%というような形で続いておりまして、全部の都道府県から寄付の申し出がございます。以上であります。

○議 長

ほかにありませんか。

○宇治（10番）

25ページの補助金ですけれども、矢彦神社の社殿についてですが、いよいよ始まるかなということでありがたいんですが、この事業の総規模とですね、それから確か1年じゃないと思いますので、期間があるんじゃないかと思いますが毎年そういう形でやるのかという、そのへんについてお聞きしたいと思います。

○生涯学習課長

矢彦神社の補助の関係でございますけれども、平成27年度、今年度から6年間の計画でございます。平成32年までの予定でございます。総事業費はですね今のところの予定ですけれども6,855万6,000円。事業主体は矢彦神社ということでございます。以上でございます。

○議 長

ほかにありませんか。

○岩田（1番）

22ページでございますけれども、目で03の一番下ですね、教職員住宅管理事務という項目のメゾンラフォーレの外壁改修、これ以前視察もしたんですけれども全体をやるにすれば80万円は少なすぎるんですけれども、これは今回の改修の内訳とですね、それによってどのくらいの長期寿命化が図れるのか。そして今、全体のですね外壁の状況について説明いただきたいと思います。

○こども課長

はい、岩田議員の質問にお答えいたします。教員住宅でございますけれども、本年度、昨年12月に全体といたしますと837万円という契約で外壁の補修工事に着手をいたしております。その際に外壁の高圧洗浄をいたしましたところ、その高圧洗浄に耐えられないような状況の外壁が何箇所か発覚いたしました。それが、枚数でいきますと62枚ございます。その62枚を取替えをするための増工の費用となっております。これは建設から23年経過をいたしておりますので、非常に経年劣化の状況が激しかったということで、高圧洗浄する前はその状況がはっきり分からなかったというようなことが原因をしているわけでございます。以上でございます。

○岩田（1番）

たぶんですね、商品名であれですけど一般商品名で「ラムダサイディング」と言われている不燃性サイディングだと思いますけれども、これの寿命はどのくらいという形で業者の方は言うておられるのか。外壁の不燃板の一般的な耐久年度ということでございますけど。

○こども課長

はい、耐用年数と言いますと、はっきり分からないような状態でございますけれども、一応20年くらい、それを過ぎますとなかなか劣化が激しくなってくるような状態だと考えております。

○岩田（1番）

普通ですとね、外壁材は保障期間というのがついているんですけど、それについてはいかがでしょう。

○こども課長

建設から年数経っているものですから、保障期間というようなことは現在のところは考慮をしていないような状況でございます。以上です。

○議 長

ほかにありますか。

○根橋（2番）

5ページの繰越明許費が追加になっているわけですがけれども、この1,070万円の場所とその理由についてお伺いをいたします。

○建設水道課長

中央道にかかる荒神山の橋ほか町道の橋梁の補修をネクスコに本年度工事委託してあります。契約金額がですね、2,829万9,456円ということで27年度工事で岡谷側に近い川向橋、塚原石産に行く橋の工事をネクスコの方で終了しております、その契約の残金がですね1,070万円ということで来年度、交通規制の関係で4月から5月ごろその分を発注するというので、残りの今度は伊那寄りを赤羽橋、自動車学校の橋ですけれどもそれをネクスコで工事をするということで工事委託した残工事の繰越事業分でございます。以上です。

○議長

ほかにありますか。

○堀内（6番）

16ページをお願いしたいんですが、民生費の中の保育園運営事務ということで、今回補正が大幅に1,300万円余の大幅な補正という形で人事院勧告以前の問題かなってという感じがいたします。計画を含めた内容でですね、この不用になった要素は何かっていう形と、逆にかなりの人数分になると思いますので、この分がない状況で業務上で問題がないかどうか、支障がないかどうかの見解をお尋ねします。

○総務課長

今回、この第8号の補正でもって人件費の関係をお願いしているわけでもございまして、人勧分では4%あるいは0.1箇月の勤勉手当が増えたわけではございますけれども、この科目、ほかにもありますけれども減額となった科目がございまして。こちらの大きな要因としましては、ここの保育士さんの育児休暇の取得者が増えたということの中で、これだけの金額が減額になってきているということでございまして。したがって保育園の業務につきましてはそれ相応の、例えば臨時さんを雇うとかそういった形の中で対応してきておりますので、業務的には支障がないというふうに考えております。

○堀内（6番）

そうすると臨時の人たちの増えた分についてはどこに計上されているのでしょうか。

○総務課長

臨時さんの給与につきましては、当初から行き方おかしいんですけれどもある程度の育休の皆さん方を見込んで作っております。育休の皆さん方が、例えば10月から休むという予定の方が、あるいは前倒して休むというような方もございますので、そう

いったことの中で少し枠を広げて予算措置をしてあるのが現状だと思います。

○議長

ほかにありませんか。

(なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第6号、平成27年度辰野町一般会計補正予算(第8号)についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。日程第8議案第7号、平成27年度辰野町上水道事業会計補正予算(第1号)。議案第8号、平成27年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第3号)。議案第9号、平成27年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第2号)。議案第10号、平成27年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第2号)。以上、4議案を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第7号、平成27年度辰野町上水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。収益的収入及び支出の予定額については総額で歳入歳出それぞれ4億2,222万7,000円に変更はございません。資本的収入及び支出では資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を640万円減額し、1億6,662万4,000円に改め、支出では資本的支出を同じく640万円減額し、2億9,784万7,000円とするものです。内容については4ページをご覧ください。収益的支出では原水及び浄水費、総係費で人事異動、給与改定に伴い給与、手当等を260万円減額し、修繕費等を260万円増額するものです。5ページをご覧ください。資本的支出では緊急給水拠点事業の委託料、有形固定資産購入費を450万円増額し、それぞれ事業執行に伴う委託料等を1,090万円減額し、総額640万円減額するものです。続きまして、議案第8号、平成27年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第3号)について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出、予算の総額から歳入歳出それぞれ505万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,485万6,000円とするも

のです。6ページをご覧ください。歳入については基金繰入金を505万9,000円減額し、139万6,000円とするものです。7ページをご覧ください。歳出について主なものは人事異動、給与改定に伴う給与手当等を公共下水道費で総額505万9,000円減額し、3億4,356万3,000円とするものです。続きまして、議案第9号、平成27年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）について提案理由を説明申し上げます。

1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,357万9,000円とするものです。6ページをご覧ください。歳入については基金繰入金を5万3,000円減額し、734万円とするものです。7ページをご覧ください。歳出については水処理センター管理費を給与改定に伴う給与、手当等で5万3,000円減額し、5,901万8,000円とするものです。続きまして議案第10号、平成27年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第2号）について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億455万円とするものです。6ページをご覧ください。歳入については繰越金を179万8,000円増額し629万8,000円とし、7ページの歳出については農業集落排水事業費を給与改定により給与、手当等を16万1,000円減額し646万1,000円に。水処理施設管理費については北部地区、上横川地区のマンホール周り修繕料を195万9,000円追加し、3,062万5,000円とするものです。以上、4件につきまして提案理由を説明申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。次に採決は、各議案ごとに行います。はじめに、議案第7号、平成27年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。次に、議案第8号、平成27年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを採決い

たします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。次に、議案第9号、平成27年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。次に、議案第10号、平成27年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。日程第9議案第11号、平成27年度町立辰野病院事業会計補正予算(第1号)を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

それでは議案第11号、平成27年度町立辰野病院事業会計補正予算(第1号)の提案説明を申し上げます。1ページをご覧ください。予算3条に定めた支出のうち、第1項医業費用を1,745万5,000円の増額補正をするものです。3ページをご覧ください。医業費用の給与費のうち、給料を90万円、手当を480万円、法定福利費1,175万5,000円を増額するものであり、主に人事院勧告による補正でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。次に、議案第11号、平成27年度町立辰野病院事業会計

補正予算（第1号）についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。日程第10議案第12号、平成27度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

それでは議案第12号、平成27度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から357万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億1,124万6,000円とするものでございます。内容についてご説明申し上げます。6ページをご覧ください。歳入では一般会計からの繰入金で357万1,000円減額するものでございます。続いて7ページをお願いいたします。歳出でございますが総務費の一般管理費について人事異動、それから給与改定等による職員給料等の不用減額でございます。続いて8ページをご覧ください。地域支援事業の包括的支援事業2事業費の人事異動、給与改定等による職員給料等の減額でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。次に、議案第12号、平成27年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。日程第11地方自治法第180条の規定による専決処分の報告があります。報告第1号、専決処分の報告について報告を求めます。

○総務課長

報告第1号、専決処分の報告について。地方自治法第180条の規定により町が損害賠償の責めを負うものについて専決処分をしたので報告いたします。公用車等の事故4件でございます。1件目は昨年6月10日に発生しました人身事故であります。飯沼線バスを運行中、走行中の自転車と接触し、転倒したことにより自転車に乗っていた方が負傷したものであります。示談が成立いたしまして賠償金額4万8,070円であります。専決日は1月8日であります。2件目は昨年7月7日に発生しました財物事故です。公用車で走行中、交差点を右折してきた車が当方の車に接触し、双方の車が破損したものであります。当方の過失割合は20%です。示談が成立し賠償金額は3万9,405円であります。専決日は1月6日であります。3件目は昨年10月31日に発生した財物事故であります。住民の方が会社の駐車場に入る際、道路側溝のグレーチングが跳ね上がり車を破損したものであります。示談が成立し、賠償金額は4万7,493円あります。専決日は平成27年12月21日であります。最後4件目でございますが、昨年11月10日に発生した財物事故であります。飯沼線バスを運行中、走行しておりましたバスに車が追突したものであります。過失割合は当方が30%であります。示談が成立しまして賠償金額5万2,086円を支払ったものであります。専決日は1月20日であります。これらの保障につきましては全国自治協会自動車共済損害賠償保険及び全国町村会総合賠償保険にて処理をいたしました。以上、報告をさせていただきました。

○議 長

ただ今、報告がありましたが報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。

○岩田（1番）

ここ連日ですねバスの事故が報告されております。そしていずれも運転手が高齢者という形になっておりますけれども、今回の軽微な形のもので問題ないと思いますけれども、公用車に委託する運転手、それからこちらからバスの運転を委託するというケースについて年齢というものについて、例えばですれ十分な実績があれば極論として80歳でも90歳でもよいのかね、そのへんのところを今後、町は考えていくかどうか。これは町長のお考えを伺いたいと思います。

○町 長

町が直接、雇用をするというようなことでなしにですれ、委託って言うんですかね、

そういったことでお願いをしてあるということでもありますので、それぞれの雇用者がですね責任を持って雇用されていたとこんなふうには思っております。その中で、免許が当然もらえなければ仕事にならないわけでありましてけれども、そういった運転が確かだということで運転をされているんだと思いますが、こちらの方もですね、あまりにもそういった声があったりだとか、危険だとかって、そんな判断ができればそんなお話もしていかなきゃいけないとは思いますが、総合的に考えながら進めると、そんなことではないかとそんなふうに思います。

○議長

ほかにありませんか。

○宇治（10番）

今に関連ですけれども、一番のですね人身事故のバスの件です。趣旨は岩田議員を同じですけれども実情はですね、去年の4月から委託業務で業者がやるという形をとっておりますし、私も見たり知る範囲でですね、人身事故っていうのはちょっと今までなかったんじゃないかなと思っております。それで、運転者が70過ぎで年齢が高いから問題だとそういうことじゃありませんけれども、状況をですね確認すると、しばしば体調不良で前任者に代わってもらっているというケースがよく見かけるわけです。ですから、どういう体調不良かは、私は詳しいこと知りませんが、発注責任側として、運転者の健康状態もフォローしていただいて、どちらの比率とか言いませんけれども、今後の対応の中ではぜひそんな点をですね確認をしていただく必要があるんじゃないかと、これはお願いも含めてであります。以上です。

○議長

ほかにありませんか。

○根橋（2番）

ちょっと実務的なことで恐縮ですけれども、今回このまた非常に事故がたくさん起きていまして、年間では相当の件数になるわけですがその大半が全国自治協会、あるいは全国町村会の保険ということなんですが、相手方との示談交渉等ですね、これについてはこの保険については、どこか損害保険会社に委託なのか、それともプロパーの職員が来て対応されているのかそのへんをお伺いしたいとおもいます。

○総務課長

示談と言いますか、交渉につきましてはそれぞれの保険会社の保険査定員と言います

か担当官が相手方と交渉をしているのが現状でありまして、交渉がまとまったところで
もって町の方へその連絡が来て、資金と言いますか損害賠償額が決定されてお金を払っ
ていただいているというのが現状でございます。

○根橋（2番）

もう1回お伺いしますが、それぞれの団体の担当者が町まで来て相手方とやるという
ことでしょうか。

○総務課長

町へ来るということではなくて、相手方と直接交渉しましてその結果を私どもの方へ
ご連絡いただいているというのが実情でございまして、役場へ来てどうこうという
ことではございません。

○議 長

ほかにありますか。

（な し）

○議 長

質疑を終結いたします。以上で本臨時会に付議された事件は全部終了いたしました。
よって、平成28年第1回（1月）辰野町議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労様
でした。

11．閉会の時期

1月16日 午後 3時 26分 閉会

この議事録は、議会事務局長 武井庄治、庶務係長 菅沼由紀の記録したもので
あって内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 13番

署名議員 1番